



秋田県公報

目 次

ページ

規 則

○秋田県財務規則の一部を改正する規則(三四・財政課)……1

規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年五月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第三十四号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四十五条第二項中第二十七号を第二十八号とし、第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七 寄附金

附 則

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所 株式会社松原印刷
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubarainsetsu.co.jp
松原繁雄